

# 会計年度任用職員募集のお知らせ (嘱託員)

埼玉県県民生活部県民広聴課



彩の国  
埼玉県

# 埼玉県県民生活部県民広聴課会計年度任用職員（嘱託員） 募集要領

埼玉県では、次のとおり埼玉県県民生活部県民広聴課に勤務する会計年度任用職員（嘱託員）を募集します。

## 1 職務内容・募集人員等

### （1）募集職種

嘱託員

### （2）募集人員

1名

### （3）勤務場所

埼玉県県民生活部県民広聴課（さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎1階）

### （4）職務内容

県民広聴課のイベント補助（県内出張あり（運転免許不要））、文書管理、メール管理、物品管理、窓口対応、電話対応、データ入力、各種業務補助（軽作業あり） など

### （5）任期

令和4年9月13日から令和4年12月28日まで

## 2 応募資格

（1）年齢、性別、学歴は問いません。

（2）国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

（3）パソコン操作、特に Word や Excel などの基本的な操作ができない場合には採用されません。

（4）地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 勤務条件

（1）勤務日 週3日以内（原則として土曜日、日曜日、祝日を除く） 1日7時間45分

### （2）勤務時間

8：30～17：15（うち休憩時間60分）

※勤務日については、調整のうえ決定します。

### （3）報酬

日額7,880円～9,890円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上決定します。

(4) 交通費

実費相当分を支給（県の規定による）

※通勤距離の片道が2 km未満の場合等には支給されません。

(5) 社会保険

雇用保険に加入

健康保険については、加入要件を満たす場合、令和4年10月以降、地方職員共済組合に加入

(6) 有給休暇：年次休暇5日、夏季休暇3日（6月から9月の期間内）

（県の規定による。変更される場合があります。）

(7) その他

地方公務員法の以下の規定について、遵守する義務が課せられます。違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

〔サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為等の禁止〕

※「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

#### 4 選考方法

(1) 一次審査：提出書類（履歴書、身上書、職務経歴書）による書類審査

(2) 二次審査：一次審査の合格者を対象に面接

面接は、8月30日（火）～9月1日（木）を予定しています。詳細な時間等は追ってご連絡します。

(3) 結果については、9月7日（水）までに連絡します。

#### 5 提出書類

(1) 履歴書（様式第1号）、身上書（様式第2号）

※一次審査の結果と面接の日程を連絡するため、平日昼間に連絡が確実に取れる電話番号を記入してください。

(2) 職務経歴書（様式任意、ワープロ作成のこと）

(3) 結果通知・履歴書等返却用封筒

結果通知及び履歴書等返却用として、定型郵便物で送付できる封筒に414円分（簡易書留料金320円、通常郵便94円）の切手を貼り、あらかじめ郵送先となる自分の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

#### 6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を埼玉県県民生活部県民広聴課に直接持参するか、下記まで郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（嘱託員）採用選考申込書在中」と朱書きし

てください。(電子メール及びファックスでの応募はご遠慮ください。)

なお、選考状況によっては、早めに応募を締め切る場合がございますので御了承ください。

## (2) 受付期間

令和4年8月15日(月)から令和4年8月25日(木)まで

\*郵送の場合 8月25日(木)必着

\*直接持参の場合 受付時間 9時から17時まで(土、日曜日、祝日を除く)

## 7 応募・問合せ先

埼玉県県民生活部県民広聴課 総務・企画担当 松本、権平

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎1階)

電話 048-830-2845

☆県庁へはなるべく公共交通機関をご利用ください。

JR 浦和駅(西口)から県庁通りを西へ約800メートル \*徒歩約10分

JR 中浦和駅(西口)から県道40号を東へ約1,100メートル \*徒歩約13分

JR 武蔵浦和駅(東口)から国道17号を北へ約1,700メートル \*徒歩約20分